



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 第一工業製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 大柳 雅利
(コード番号 4461 東証第一部)
問合せ先 総合企画本部
法務室長 松田 浩一
(TEL 075-323-5933)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 147 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、第3条（目的）に事業目的の追加を行います。

また、社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、第24条（社外取締役の責任限定契約）および第31条（社外監査役の責任限定契約）の規定を新設します。

併せて、上記に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものです。

なお、第24条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の各製品およびその応用製品の製造、加工および販売ならびに輸出入</p> <p>(1) ～(6) (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(7) その他有機化学薬剤、無機化学薬剤および高分子化合物</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第29条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の各製品およびその応用製品の製造、加工および販売ならびに輸出入</p> <p>(1) ～(6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 電池</u></p> <p>(8) その他有機化学薬剤、無機化学薬剤および高分子化合物</p> <p><u>(社外取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第25条～第30条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u></p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

第 30 条～第 33 条 (条文記載省略)	第 32 条～第 35 条 (現行どおり)
------------------------	-----------------------

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 24 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 24 日 (金曜日)

以上